

総務省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

目次

○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）	1
○公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第百六十二号）（附則第二条関係）	23
○統計委員会令（平成十九年政令第三百号）（附則第三条関係）	26
○恩給審査会令（平成二十一年政令第九十七号）（附則第四条関係）	27

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 内部部局等</p> <p>第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官及びサイバーセキュリティ統括官の設置等（第二条―第十五条）</p> <p>第二款 (略)</p> <p>第三款 課の設置等</p> <p>第一目―第十目 (略)</p> <p>第十一目 統計局（第一百十条―第一百八条）</p> <p>第十二目 政策統括官（第一百九条）</p> <p>第十三目 サイバーセキュリティ統括官（第二百十条）</p> <p>第三節―第五節 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 秘書官（第一条）</p> <p>第二節 内部部局等</p> <p>第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等（第二条―第十五条）</p> <p>第二款 特別な職の設置等（第十六条―第十九条）</p> <p>第三款 課の設置等</p> <p>第一目 大臣官房（第二十条―第二十六条）</p> <p>第二目 削除</p> <p>第三目 行政管理局（第三十六条―第三十九条）</p> <p>第四目 行政評価局（第四十条―第四十四条の二）</p> <p>第五目 自治行政局（第四十五条―第五十四条）</p> <p>第六目 自治財政局（第五十五条―第六十一条）</p> <p>第七目 自治税務局（第六十二条―第六十六条）</p> <p>第八目 国際戦略局（第六十七条―第七十四条）</p> <p>第九目 情報流通行政局（第七十五条―第九十条）</p> <p>第十目 総合通信基盤局（第九十一条―第九九条）</p> <p>第十一目 統計局（第一百十条―第一百九条）</p> <p>第十二目 政策統括官（第二百十条）</p> <p>第三節 審議会等（第二百一十一条―第二百五条の二）</p> <p>（新設）</p>

第二章 (略)

附則

第一章 本省

第二節 内部部局等

第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官及びサイバーセキュリティ統括官の設置等

(大臣官房及び局並びに政策統括官及びサイバーセキュリティ統括官の設置等)

第二条 本省に、大臣官房及び次の九局並びに政策統括官一人及びサイバーセキュリティ統括官一人を置く。

行政管理局
行政評価局
自治行政局
自治財政局
自治税務局
国際戦略局
情報流通行政局
総合通信基盤局
統計局

第四節 施設等機関(第二百二十六条―第三百二十二条)
第五節 地方支分部局(第三百三十三条―第四百十条)
第二章 消防庁

附則

第一章 本省

第二節 内部部局等

第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等

(大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等)

第二条 本省に、大臣官房及び次の九局並びに政策統括官二人を置く。

行政管理局
行政評価局
自治行政局
自治財政局
自治税務局
国際戦略局
情報流通行政局
総合通信基盤局
統計局

(国際戦略局の所掌事務)

第十条 国際戦略局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 九 (略)

自治行政局に公務員部及び選挙部を、情報流通行政局に郵政行政部を、総合通信基盤局に電気通信事業部及び電波部を、統計局に統計調査部を置く。

(国際戦略局の所掌事務)

第十条 国際戦略局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 情報の電磁的流通（符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。以下同じ。）の規律及び振興に関する総合的な政策のうち技術に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 宇宙の研究、開発及び利用に係る情報の電磁的流通及び電波の利用に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。以下同じ。）の発達、改善及び調整に関すること（電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するものに限る。）。
- 四 周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に関すること。
- 五 有線電気通信設備及び無線設備（高周波利用設備を含む。）に関する技術上の規格に関すること。
- 六 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関すること。
- 七 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るものに関すること。
- 八 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連

- 十 国際戦略局、情報流通行政局及び総合通信基盤局並びにサイバーセキュリティ統括官（以下「国際戦略局等」という。）の所掌事務に係る国際協力に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 十一～十三 （略）

（情報流通行政局の所掌事務）

第十一条 情報流通行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一～五 （略）

合その他の機関と連絡すること（第十二条第一項第八号に掲げるものを除く。）。

九 総務省の所掌に属する国際関係事務の総括に関すること。

十 国際戦略局、情報流通行政局及び総合通信基盤局（以下「国際戦略局等」という。）の所掌事務に係る国際協力に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

- 十一 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。
- 十二 国立研究開発法人情報通信研究機構の組織及び運営一般に関すること。
- 十三 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。

（情報流通行政局の所掌事務）

第十一条 情報流通行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策（技術に関するものを除く。）の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 放送（有線放送を含む。以下同じ。）に係る情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律に関すること（有線ラジオ放送の施設の設置の規律に関するものを除く。）。
- 三 情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の整備の促進に関すること。
- 四 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関すること。
- 五 情報の電磁的流通の円滑化のための制度の整備その他の環境

六 前各号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関すること（国際戦略局及び総合通信基盤局並びにサイバーセキュリティ統括官の所掌に属するものを除く。）。

七 十四 （略）

（削る）

十五 二十一 （略）

境の整備に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関すること（国際戦略局及び総合通信基盤局の所掌に属するものを除く。）。

七 放送業の発達、改善及び調整に関すること（国際戦略局の所掌に属するものを除く。）。

八 日本放送協会に関すること。

九 情報通信の高度化に関する事務のうち情報の電磁的流通に係るものに関すること。

十 郵政事業（法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。以下同じ。）に関すること。

十一 郵便認証司に関すること。

十二 信書便事業の監督に関すること。

十三 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに万国郵便連合その他の機関と連絡すること。

十四 印紙の売りさばきに関する業務に関すること。

十五 総務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保に関する事務の総括に関すること。

十六 国際戦略局等の所掌事務に関する統計に関すること。

十七 情報通信審議会の庶務に関すること。

十八 情報通信行政・郵政行政審議会の庶務に関すること。

十九 情報通信政策研究所の組織及び運営一般に関すること。

2 郵政行政部は、前項第十号から第十四号まで、第二十号及び第二十一号に掲げる事務をつかさどる。

(統計局の所掌事務)

第十三条 統計局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 二次的統計(各種の統計を加工することにより作成される統計をいう。第百十五条において同じ。)の作成に関すること(他局及び他の行政機関の所掌に属するものを除く)。
三 七 (略)

2

(略)

二十 総合通信局及び沖縄総合通信事務所の組織及び運営一般に関すること。

二十一 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の組織及び運営一般に関すること。

二十二 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の組織及び運営一般に関すること。

2 郵政行政部は、前項第十号から第十四号まで、第二十一号及び第二十二号に掲げる事務をつかさどる。

(統計局の所掌事務)

第十三条 統計局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の実施及び製表並びに国の行政機関又は地方公共団体の委託による統計調査の実施又は製表に関すること。

二 二次的統計(各種の統計を加工することにより作成される統計をいう。第百十六条において同じ。)の作成に関すること(他局及び他の行政機関の所掌に属するものを除く)。
三 統計の作成及び利用に必要な情報の収集及び提供に関すること。

四 統計局の情報システム及び次条第二号に掲げる事務に関する情報システムの整備及び管理に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、統計の作成、研究及び提供に関すること(他局及び他の行政機関の所掌に属するものを除く)。

六 総務省において実施する統計調査の調整に関すること。

七 国立国会図書館支部総務省統計図書館に関すること。

2 統計調査部は、前項第一号、第二号及び第六号に掲げる事務

(政策統括官の職務)

第十四条 政策統括官は、命を受けて第一号に掲げる事務を分掌し、及び第二号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

一〜四 (略)

(サイバーセキュリティ統括官の職務)

第十五条 サイバーセキュリティ統括官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報の電磁的流通におけるサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三号及び第十八

をつかさどる。

(政策統括官の職務)

第十四条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 総務省の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 統計及び統計制度に関する次に掲げる事務
 - イ 統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項の企画及び立案に関すること。
 - ロ 統計調査の実施についての審査及び調整並びに統計基準の設定に関すること。
 - ハ 統計職員の養成の企画及び立案に関すること。
 - ニ 国際統計事務の統括に関すること。
 - ホ イからニまでに掲げるもののほか、統計の発達及び改善に関すること(統計局及び他の行政機関の所掌に属するものを除く。)
- 三 恩給制度に関する企画及び立案に関すること。
- 四 恩給を受ける権利の裁定並びに恩給の支給及び負担に関すること。

第十五条 削除

条第四項において同じ。)の確保に関すること。

二 情報の電磁的流通における個人情報保護の確保に関すること。

三 総務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保に関する事務の総括に関すること。

第二款 特別な職の設置等

(総括審議官、政策立案総括審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、地域力創造審議官及び審議官)

第十八条 大臣官房に、総括審議官三人、政策立案総括審議官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、地域力創造審議官一人及び審議官十四人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

2 (略)

3 政策立案総括審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

4 5 6 (略)

第二款 特別な職の設置等

(総括審議官、政策評価審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、地域力創造審議官及び審議官)

第十八条 大臣官房に、総括審議官三人、政策評価審議官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、地域力創造審議官一人及び審議官十三人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

2 総括審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

3 政策評価審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する政策の評価に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

4 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

5 地域力創造審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する重要事項のうち地域の活力を創造するための施策に関するも

。のについての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。
6 審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

第三款 課の設置等

第四目 行政評価局

(行政評価局に置く課等)

第四十条 行政評価局に、次の四課並びに評価監視官八人及び行政相談管理官一人を置く。

総務課

企画課

政策評価課

行政相談企画課

(評価監視官の職務)

第四十四条 評価監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 行政評価等を行うこと（政策評価課の所掌に属するものを除く。）。

二 行政評価等に関連して、第六条第四号に規定する業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。

三 行政評価等に関連して、第六条第五号に規定する地方公共団体の業務の実施状況に関し調査を行うこと。

第三款 課の設置等
第四目 行政評価局

(行政評価局に置く課等)

第四十条 行政評価局に、次の四課並びに評価監視官七人及び行政相談管理官一人を置く。

総務課

企画課

政策評価課

行政相談企画課

(評価監視官の職務)

第四十四条 (略)

(国際戦略局に置く課)

第六十七条 国際戦略局に、次の七課を置く。

総務課

技術政策課

通信規格課

宇宙通信政策課

国際政策課

国際経済課

国際協力課

(総務課の所掌事務)

第六十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

二 前号に掲げるもののほか、国際戦略局の所掌事務で他の所

(国際戦略局に置く課等)

第六十七条 国際戦略局に、次の六課及び参事官一人を置く。

国際政策課

技術政策課

通信規格課

宇宙通信政策課

国際経済課

国際協力課

(国際政策課の所掌事務)

第六十八条 国際政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国際戦略局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関すること

(電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するもの限り、参事官の所掌に属するものを除く。)

三 国際政策課、国際経済課及び国際協力課の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四 条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること(第十二条第一項第八号及び第七十条第二号に掲げるものを除く。)

五 総務省の所掌に属する国際関係事務の総括に関すること(国際経済課及び国際協力課の所掌に属するものを除く。)

六 前各号に掲げるもののほか、国際戦略局の所掌事務で他の所

掌に属しないものに関すること。

(通信規格課の所掌事務)

第七十条 (略)

所掌に属しないものに関すること。

(通信規格課の所掌事務)

第七十条 通信規格課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 有線電気通信設備及び無線設備（高周波利用設備を含む。）に関する技術上の規格に関すること。
- 二 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、国際電気通信連合憲章第十二条第一項(1)及び第十七条第一項(1)に規定する技術に関する研究及び勧告に関して国際電気通信連合と連絡すること。

(宇宙通信政策課の所掌事務)

第七十一条 (略)

第七十一条 宇宙通信政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 宇宙の研究、開発及び利用に係る情報の電磁的流通及び電波の利用に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 宇宙の研究、開発及び利用に係る情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関すること。
- 三 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るものに関すること。
- 四 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。

(国際政策課の所掌事務)

第七十二条 国際政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国際政策課、国際経済課及び国際協力課の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(新設)

二 電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関すること
（電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するものに限る。）。

三 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めに協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること（第十二条第一項第八号及び第七十条第二号に掲げるものを除く。）。

四 総務省の所掌に属する国際関係事務の総括に関すること（国際経済課及び国際協力課の所掌に属するものを除く。）。

（国際経済課の所掌事務）

第七十三条 国際経済課は、総務省の所掌に属する国際関係事務（第十二条第一項第八号、第七十条第二号及び前条第三号に掲げるものを除く。）のうち経済に関するものの総括に関する事務（国際協力課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（国際協力課の所掌事務）

第七十四条 （略）

（国際経済課の所掌事務）

第七十二条 国際経済課は、総務省の所掌に属する国際関係事務（第十二条第一項第八号、第六十八条第四号及び第七十条第二号に掲げるものを除く。）のうち経済に関するものの総括に関する事務（国際協力課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（国際協力課の所掌事務）

第七十三条 国際協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 国際戦略局等の所掌事務に係る国際協力に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
二 総務省の所掌に属する国際協力に関する事務の総括に関すること。

（参事官の職務）

第七十四条 参事官は、命を受けて、電気通信業及び放送業の発

（削る）

第九目 情報流行政局

(情報流行政局に置く課等)

第七十五条 情報流行政局に、郵政行政部に置くもののほか、次の九課及び参事官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を置く。

総務課

情報通信政策課

情報流通振興課

情報通信作品振興課

地域通信振興課

放送政策課

放送技術課

地上放送課

衛星・地域放送課

2

(略)

達、改善及び調整に関する事務(電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するものに限る。)のうち重要事項に係るものを分掌し、又は国際戦略局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する。

第九目 情報流行政局

(情報流行政局に置く課等)

第七十五条 情報流行政局に、郵政行政部に置くもののほか、次の十課及び参事官二人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を置く。

総務課

情報通信政策課

情報流通振興課

情報通信作品振興課

サイバーセキュリティ課

地域通信振興課

放送政策課

放送技術課

地上放送課

衛星・地域放送課

2

郵政行政部に、次の四課を置く。

企画課

郵便課

貯金保険課

信書便事業課

(情報通信政策課の所掌事務)
第七十七条 (略)

(情報流通振興課の所掌事務)
第七十八条 情報流通振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 〇七 (略)

(情報通信政策課の所掌事務)

- 第七十七条 情報通信政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策（技術に関するものを除く。）の企画及び立案並びに推進に關すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。
 - 二 情報の電磁的流通の円滑化のための制度の整備その他の環境の整備に關すること（情報通信作品振興課の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 情報通信の高度化に關する事務のうち情報の電磁的流通に係るものに関すること。
 - 四 国際戦略局等の所掌事務に係る事業に必要な資金の融通に關する事務の総括に關すること。
 - 五 国際戦略局等の所掌事務に關する財政投融资計画に關する事務の総括に關すること。
 - 六 国際戦略局等の所掌事務に關する統計に關すること。
 - 七 情報通信審議会の庶務に關すること。

(情報流通振興課の所掌事務)

- 第七十八条 情報流通振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の整備の促進に關すること（地域通信振興課の所掌に属するものを除く。）。
 - 二 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に關すること（電気通信事業者に係るものに限る。）。
 - 三 情報の電磁的流通の公平な利用の機会の確保及び利用の促進に關すること。
 - 四 情報の電磁的流通に係る業務に携わる者の専門的又は技術

八 前各号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関すること（国際戦略局及び総合通信基盤局並びにサイバーセキュリティ統括官並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

第八十条 削除

（参事官の職務）

第八十六条 参事官は、命を受けて、情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策（技術に関するものを除く。）の

的な知識及び技術の向上に関すること。

五 電気通信システム（電気通信設備の集合体であつて情報の電磁的流通の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）及びこれに係るプログラム（電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）の開発及び普及による情報の電磁的流通の高度化に関すること。

六 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律（平成十年法律第五十三号）の施行に関すること。

七 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の施行に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関すること（国際戦略局及び総合通信基盤局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

（サイバーセキュリティ課の所掌事務）

第八十条 サイバーセキュリティ課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報の電磁的流通におけるサイバーセキュリティの確保に関すること。

二 情報の電磁的流通における個人情報の保護に関すること。

（参事官の職務）

第八十六条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌し、又は情報流通行政局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画

企画及び立案並びに推進に関する事務のうち重要事項に係るものを分掌し、又は情報流通行政局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する。

(削る)

(削る)

第十一目 統計局

(削る)

(調査企画課の所掌事務)

第百十五条 (略)

(国勢統計課の所掌事務)

第百十六条 (略)

する。

- 一 情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策（技術に関するものを除く。）の企画及び立案並びに推進に関する事務のうち重要事項に係るもの
- 二 総務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保に関する事務の総括に関すること。

第十一目 統計局

第百十五条 削除

(調査企画課の所掌事務)

第百十六条 調査企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 統計調査部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 国の行政機関又は地方公共団体の委託による統計調査の実施又は製表に関すること。
- 三 二次的統計の作成に関すること（国勢統計課及び消費統計課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 総務省において実施する統計調査の調整に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、統計調査部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(国勢統計課の所掌事務)

第百十七条 国勢統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国勢調査その他の人口に関する統計調査の実施及び製表に

(経済統計課の所掌事務)
第百十七条 (略)

(消費統計課の所掌事務)
第百十八条 (略)

第十二目 政策統括官

(統計企画管理官等)
第百十九条 (略)

2 6 (略)

関すること。

二 就業及び不就業の状態に関する統計調査の実施及び製表に
関すること。

三 住宅及び土地に関する統計調査の実施及び製表に関する
こと。

四 人口の推計に関すること。

(経済統計課の所掌事務)

第百十八条 経済統計課は、事業所及び企業に関する統計調査の
実施及び製表に関する事務をつかさどる。

(消費統計課の所掌事務)

第百十九条 消費統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費者に関する統計調査の実施及び製表に関すること。

二 価格に関する統計調査の実施及び製表に関すること。

三 消費者物価指数の作成に関すること。

第十二目 政策統括官

(統計企画管理官等)

第百二十条 本省に、統計企画管理官一人、統計審査官三人、国
際統計管理官一人、恩給企画管理官一人及び恩給業務管理官一
人を置く。

2 統計企画管理官は、政策統括官のつかさどる職務(第十四条
第二号(同号ロ及びビに掲げるものを除く。))に掲げるものに
限る。)を助ける。

3 統計審査官は、命を受けて、政策統括官のつかさどる職務(

-
- 第十四条第二号ロに掲げるものに限る。）を助ける。
 - 4 国際統計管理官は、政策統括官のつかさどる職務（第十四条第二号ニに掲げるものに限る。）を助ける。
 - 5 恩給企画管理官は、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。
 - 一 恩給に関する事務の総括に関すること。
 - 二 恩給制度に関する企画及び立案に関すること。
 - 三 恩給の支給及び恩給に関する事務の処理に係る経費の予算及び決算に関すること。
 - 四 恩給の支給に要する資金の交付に関すること。
 - 五 恩給に関する事務に係る会計に関すること。
 - 六 恩給を受ける権利の裁定に関すること（次項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）。
 - 七 恩給に関する審査請求及び訴訟に関すること。
 - 八 恩給に関する相談に関すること。
 - 九 恩給審査会の庶務に関すること。
 - 6 恩給業務管理官は、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。
 - 一 恩給証書の作成及び交付に関すること。
 - 二 恩給の受給権調査に関すること。
 - 三 恩給の支給に関すること（前項第三号、第四号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）。
 - 四 恩給に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関すること。
 - 五 恩給の統計に関すること。
 - 六 恩給の原書の整理及び保管に関すること。
-

第十三目 サイバーセキュリティ統括官

(参事官)

第二百十条 本省に、参事官三人を置く。

2 参事官は、命を受けて、サイバーセキュリティ統括官のつかさどる職務を助ける。

附則

(情報流通行政局の所掌事務の特例等)

第六条 情報流通行政局は、第十一条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、同条第二項中「第二十一号」とあるのは、「第二十一号並びに附則第六条第一項各号」とする。

一・二 (略)

2 (略)

(政策統括官の職務の特例)

第七条 政策統括官は、第十四条各号に掲げる事務のほか、当分

(新設)

(新設)

(情報流通行政局の所掌事務の特例等)

第六条 情報流通行政局は、第十一条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、同条第二項中「第二十二号」とあるのは、「第二十二号並びに附則第六条第一項各号」とする。

一 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に関すること

二 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること。

2 情報流通行政局は、第十一条第一項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法に規定する事務をつかさどる。この場合において、第十一条第二項中「事務」とあるのは、「事務並びに附則第六条第二項に規定する事務」とする。

(政策統括官の職務の特例)

第七条 政策統括官は、第十四条各号に掲げる事務のほか、当分

の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例)

第十八条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号。以下この号及び附則第二十三条において「整備法」という。)附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第五十八条第一項の規定に基づく検査に關すること。

二 (略)

(恩給企画管理官の職務の特例)

第二十条 恩給企画管理官は、第百十九条第五項各号に掲げる事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一(九 (略)

の間、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 国家公務員共済組合連合会の長期給付の決定に関する審理に關すること。
- 二 国会議員の互助年金及び互助一時金(以下「国会議員互助年金等」という。)を受ける権利の裁定並びにこれらの支給及び負担に關すること。

(情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例)

第十八条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号。以下この号及び附則第二十三条において「整備法」という。)附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第五十八条第一項の規定に基づく検査に關すること。
- 二 郵政民営化法に規定する事務(情報流通行政局郵政行政部貯金保険課の所掌に属するものを除く。)を行うこと。

(恩給企画管理官の職務の特例)

第二十条 恩給企画管理官は、第百二十条第五項各号に掲げる事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

- 一 国家公務員共済組合連合会の長期給付の決定に関する審理に關すること。

(恩給業務管理官の職務の特例)

第二十一条 恩給業務管理官は、第百十九条第六項各号に掲げる事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一〜六 (略)

(恩給業務管理官の職務の特例)

第二十一条 恩給業務管理官は、第百二十条第六項各号に掲げる事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

- 一 国会議員の互助年金証書の作成及び交付に関すること。
- 二 国会議員の互助年金の受給権調査に関すること。
- 三 国会議員互助年金等の支給に関すること(前条第四号、第五号、第八号及び第九号に掲げるものを除く。)
- 四 国会議員互助年金等に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関すること。
- 五 国会議員互助年金等の統計に関すること。
- 六 国会議員互助年金等の原書の整理及び保管に関すること。

- 二 国会議員互助年金等に関する事務の総括に関すること。
- 三 国会議員互助年金等を受ける権利の裁定並びにこれらの支給及び負担に関する企画及び立案に関すること。
- 四 国会議員互助年金等の支給及び国会議員互助年金等に関する事務の処理に係る経費の予算及び決算に関すること。
- 五 国会議員互助年金等の支給に要する資金の交付に関すること。
- 六 国会議員互助年金等に関する事務に係る会計に関すること。
- 七 国会議員互助年金等を受ける権利の裁定に関すること(次条第一号及び第二号に掲げるものを除く。)
- 八 国会議員互助年金等に関する審査請求及び訴訟に関すること。
- 九 国会議員互助年金等に関する相談に関すること。

(参事官の設置期間の特例)

第二十二條 第二百二十條第一項の参事官のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

(情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例)

第二十三條 (略)

(新設)

(情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例)

第二十二條 情報通信行政・郵政行政審議会は、第二百五條第一項に定めるもののほか、当分の間、整備法附則第六條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二條の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四号）第七十四條、整備法附則第十四條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二條の規定による廃止前の郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第六十八條、整備法附則第十八條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二條の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第二百五條、整備法附則第二十三條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二條の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）第七條の二第二項及び整備法附則第四十八條第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

○公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第六十二号）（附則第二条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一（第一条関係）		別表第一（第一条関係）	
主務官庁	事項	主務官庁	事項
(略)	(略)	内閣府	金融庁の所掌事務（当該所掌事務に係る金融庁の権限に属する事務を他の法令の規定により都道府県知事が行うこととされているものを除く。）に関連する事項
総務省	国際戦略局、情報流通行政局若しくは総合通信基盤局又はサイバーセキュリティ統括官の所掌事務に関連する事項	総務省	国際戦略局、情報流通行政局又は総合通信基盤局の所掌事務に関連する事項
(略)	(略)	法務省	法務省の所掌事務に関連する事項
(略)	(略)	外務省	外務省の所掌事務に関連する事項で特定の国若しくは本邦外の地域若しくは都市又は特定の国際機関を対象とするもの
(略)	(略)	財務省	財務省の所掌事務（当該所掌事務に係る財務大臣の権限に属する事務を他の法令の規定により都道府県知事が行うこととされているものを除く。）に関連する事項
(略)	(略)	文部科学省	一 大学若しくは高等専門学校の設定の準備若しくは維持経営の後援又はこれらの学校の職員及び学生に対する研修の機会の提供 二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条の規定により文部科学大臣

	(略)
	(略)
厚生労働省	
<p>が認定する通信教育</p> <p>三 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第五条第二項の規定により文部科学大臣を所轄庁とする宗教法人の連絡提携</p> <p>都道府県労働局の所掌事務に関連する事項のうち次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第三章第四節の規定に限る。</p> <p>）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）又は特別</p>	

(略)	
(略)	

国土交通省	
<p>一 海難審判所の所掌事務に関連する事項</p> <p>二 地方運輸局又は地方航空局の所掌事務に関連する事項（国際観光以外の観光の振興に係るものを除く。）</p> <p>三 気象庁、運輸安全委員会又は海上保安庁の所掌事務に関連する事項</p>	<p>会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。労働保険特別会計に係る部分に限る。）の施行に関する事務（雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）第一条第一項に掲げる事務を除く。）に関連する事項</p> <p>二 労働能率の増進、労働者の福利厚生又は賃金その他の労働条件若しくは労働者生計費に関する統計の作成に関する事務に関連する事項</p>

改正案	現行
<p>（庶務）</p> <p>第三条 委員会の庶務は、総務省政策統括官において処理する。</p> <p>この場合において、当該処理する事項が国民経済計算の作成基準に関して内閣総理大臣が委員会の意見を聴くことに係るものであるときは、内閣府大臣官房企画調整課の協力を得て処理するものとする。</p>	<p>（庶務）</p> <p>第三条 委員会の庶務は、総務省政策統括官（総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第十四条第二号に掲げる事務を分掌するものに限る。）において処理する。この場合において、当該処理する事項が国民経済計算の作成基準に関して内閣総理大臣が委員会の意見を聴くことに係るものであるときは、内閣府大臣官房企画調整課の協力を得て処理するものとする。</p>

○恩給審査会令（平成二十一年政令第九十七号）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（庶務） 第六条 審査会の庶務は、総務省政策統括官において処理する。</p>	<p>（庶務） 第六条 審査会の庶務は、総務省政策統括官（総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第十四条第四号に掲げる事務を分掌するものに限る。）において処理する。</p>